

医薬用外毒物劇物危害防止規定（例示）

1 目的

この規定は、当社における毒物劇物の管理責任体制を明確にすることによって、保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 当社従業員の任務

当社従業員は、この規定に定める毒物劇物の取扱い、保管管理に注意し、危害の防止に努めなければならない。

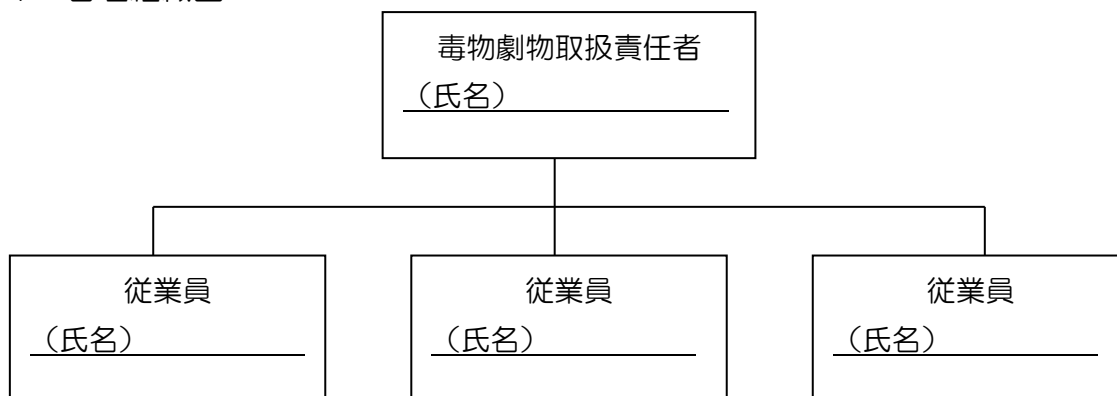
3 管理体制

(1) 毒物劇物取扱責任者

毒物劇物の適正な取扱い、保管管理を確保するため毒物劇物取扱責任者を設置する。取扱責任者は、〔氏名〕とする。

(2) 社内連絡体制

ア 管理組織図

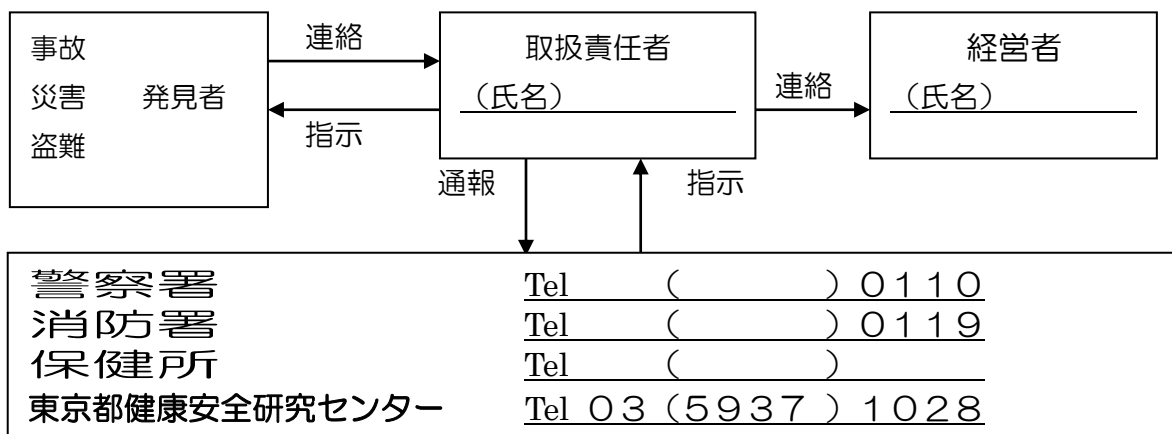


(ア) 取扱責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を従業員に与える。

(イ) 各従業員は、取扱責任者の指示に従い、必要な助言及び報告をする。

イ 緊急連絡網

下記緊急連絡体制を確立し、事故等が発生した際に、速やかな対応を行い、毒物劇物による危害を最小限にとどめる。



4 注意及び確認事項

(1) 既登録の毒物劇物の成分、含量

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・成分_____ 含量_____ % | ・成分_____ 含量_____ % |
| ・成分_____ 含量_____ % | ・成分_____ 含量_____ % |
| ・成分_____ 含量_____ % | ・成分_____ 含量_____ % |
| ・成分_____ 含量_____ % | ・成分_____ 含量_____ % |

上記以外の毒物劇物を製造する場合には、製造前に当該毒物劇物の製造品目登録を受ける。

(2) 製造する毒物劇物の成分等と通常保管量

- | | | |
|--------------------|----------------|------------|
| ・成分_____ 含量_____ % | 容器の種類・大きさ_____ | 通常保管量_____ |
| ・成分_____ 含量_____ % | 容器の種類・大きさ_____ | 通常保管量_____ |

(3) 在庫の管理

ア 毒物劇物の保管・管理の適正化を図るため、次の様式の管理簿を作成する。

イ 各従業員は、受入れ、製造、販売、廃棄の都度、年月日と数量を記入し捺印又はサインをする。

ウ 必要以上の量を保管しないように注意し、在庫量については、定期的に確認を行う。

毒物劇物管理簿

医薬用外 劇 物	品 名	塩 酸 水	規格	35%	単位	500g
年 月 日	受 入 量	使 用 量	残 量	出 荷 者 (印)	責 任 者 (印)	
・						

(4) 貯蔵設備について

ア 取扱い、貯蔵の日常の点検及び管理・保守の点検は、責任者を定め、別紙の点検表により点検を行い記入をするものとする。

(別紙：貯蔵設備点検表、タンク日常点検リスト、タンク貯蔵点検表)

イ 貯蔵庫の位置・立体図（ 年 月 日現在）

別紙のとおり

参考：保管庫の条件

- * 堅固なものであること。
- * 施錠できるものであること。
- * 医薬用外毒物・医薬用外劇物の文字を明瞭に表示する。
- * 飛散、もれ、しみ出し、流れ出、地下にしみこむおそれがない。
- * 震災対策として壁に固定する。
- * 内部の棚を固定する。
- * ボトルトレイ等で転倒・落下防止措置をする。

(5) 製造設備について

ア 毒物劇物に関する事業所施設は、常時点検する。必要な場合は、換気装置、集塵装置、排水処理装置等を設ける。

(6) 取扱について

ア 取扱う毒物劇物ごとに、事故の無いように労働安全上も含めた取扱い方法の基準を作成する。
(販売先から提供を受けた SDS を保管し参考にする。)

イ 必要な場合は、保護具（防毒マスク、保護眼鏡、保護長靴、保護手袋、保護衣等）を着用させる。

ウ 容器の確認

(ア) 容器の基準に適合した容器を使用していることを確認する。

さらに、容器、薬品類に異常が無いかどうか確認する。

(イ) 容器及び被包に「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。

販売もしくは授与するときには、毒物劇物の名称、成分及びその含量、登記簿上の商号と本店の所在地、厚生省令で定める毒物劇物については、それぞれ厚生省令で定めるその解毒剤の名称を表示する。

エ 運搬

(ア) 自社で運搬する場合は、運搬の基準（施行令、薬務局長通知）を遵守する。

落下転倒・破損の防止、流出・飛散等の防止及び盗難・紛失の防止に必要な措置を講ずるとともに事故の際の応急措置の内容を記した書面を携行する。

(イ) 運搬を他に委託するときは、運送人と連絡を密にとりあうとともに、運送経路、運送日時、再委託運搬の有無等を確認する。

一回につき 1000kg（混載を含む）を越えて委託する時は、運送人に対し、あらかじめ、毒物劇物の名称、成分及びその含量、数量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記した書面（別紙様式）を交付する。

オ 保管庫の管理

(ア) 保管庫は常時施錠し、必要な時のみ開けること。なお、カギの管理は取扱責任者がおこなう。

(イ) 「医薬用外毒物」又は、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

(ロ) 毒物劇物以外の物は保管しない。

(ハ) 混合、混触により発火等の危険のある薬品は、区別して保管する。

カ 保管の委託

(ア) 他社に保管を委託する時は、委託先の保管、取扱い等が毒物及び劇物取締法に適合しているかどうか確認をする。

キ 譲渡手続

(ア) 販売先が、毒物劇物営業者、使用者の別を確認する。

【製造業のみ取得している場合】

毒物劇物営業者には販売できるが、使用者には販売できない。販売する場合は、販売、授与の都度、毒物劇物の名称、数量、販売・授与の年月日、譲受人の氏名、職業、住所を書面に記載する。書面は 5 年間保存する。

【製造業と販売業を取得している場合】

毒劇物営業者と使用者へ販売できる。販売先が、毒物劇物営業者の場合は、販売、授与の都度、毒物劇物の名称、数量、販売・授与の年月日、譲受人の氏名、職業、住所を書面に記載する。販売先が、使用者の場合は、譲受人から前記事項を記載し、印をおした書面（以下「譲受書」という。下記様式）の提出を受けなければ販売してはならない。書面は、5年間保存する。

《譲受書（作成例）》

毒物及び劇物譲受書			
毒物又は劇物	名称		
	数量		
販売又は授与の年月日			
譲受人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名		印
	職業		
	住所		
備考			

(イ) 交付の制限

- ・18才未満の者、精神病者、麻薬・大麻・あへん・覚醒剤の中毒者に交付してはならない。
- ・職業・言動・購入量から、使用目的に不審のある・安全な取扱に不安のある者には交付してはならない。
- ・また、このような不審な動向のある者については速やかに _____警察署（Tel. _____）へ通報する。

(ウ) 交付時の確認

- ・トルエン等については、身分証明書（運転免許証等）により必ず身元を確認し、併せて使用目的・使用日時を聞く。
- ・代理人の場合は、購入者に問い合せるか委任状を提出させる。
- ・確認した事項は、交付帳簿に記載し、5年間保存する。

参考：交付時に確認の必要がある毒物劇物

- * 塩素酸塩類等爆発性を有する劇物（法第15条）
- * 亜砒酸等の毒物（以下薬務局長通知）
- * パラコート等の毒物又は劇物たる農薬
- * シアン化ナトリウム等の無機シアン化合物
- * トルエン、トルエンを含有するシンナー

(I) 譲渡時の注意

譲渡する際は、譲渡する毒劇物についての安全データシート(SDS)を提供すること。

(7) 応急の措置・廃棄

ア 万一取扱中に容器の破損等により、毒物劇物の流出・飛散の事故を起こした場合は、直ちに別紙「応急の措置」の内容により対応し、被害の拡大を防止する。

イ 「3(2)イ 緊急連絡網」に基づき必要な連絡・報告等の処理を行う。

ウ 廃棄は、都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託し、その記録を保管する。

(8) 自己点検表

取扱責任者は、毒物劇物の貯蔵・取扱について、点検表（別紙様式）により、年 回定期点検し、記録する。

特に設備の変更や地震等の異常があったときは、必ず点検を行う。

5 教育及び訓練

取扱責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、教育及び訓練を行う。

(1) 教育及び訓練内容

- ア 法の規制に関する教育
- イ 事故時の応急措置に関する教育及び訓練
- ウ 毒物劇物の危害性に関する教育
- エ 防災訓練
- オ 毒物劇物の安全な取扱いに関する教育

(2) 参考図書

- ア 毒物及び劇物取締法（薬務公報社）
- イ 毒物及び劇物取締法解説（薬務公報社）
- ウ 毒劇物基準関係通知集（薬務公報社）
- エ 化学薬品の混触危険ハンドブック（日刊工業新聞社）

規定年月日	年	月	日	規定者	_____
改訂年月日	年	月	日	改定者	_____
改訂年月日	年	月	日	改定者	_____
改訂年月日	年	月	日	改定者	_____

[illegible]